

<対策のポイント>

食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体や広域連携等の先進的な取組を行う団体を支援します。

<事業目標>

2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

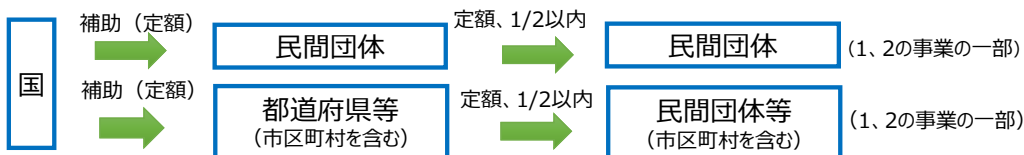
設立初期のフードバンク活動団体の人材育成や生鮮食品の取扱量の拡大の取組等に対して、研修会・検討会の開催、倉庫・車両等の賃借料等を支援します。

過去に3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、
①令和5年4月1日において活動開始から3年を経過していない団体
②青果物等生鮮食品の取扱量を拡大する団体
のいずれかに該当する団体。地方公共団体、社会福祉協議会等も対象。

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、倉庫・車両等の賃借料輸配送費、先進的取組に必要な経費を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・検討会の開催（スタートアップ支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）
- ・ 食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借等（スタートアップ支援、先進的取組支援）



<先進的な取組の例>

- ① 広域的な連携
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② プラットフォームの構築
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ マッチングに特化した活動
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求めている子ども食堂等とのマッチング
- ④ 企業・行政とのコーディネート
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ 農業者との連携
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）